

アプローチレター

平成29年7月号NO.18



7月！！今年の七夕、おりひめ様とひこぼし様は会えるでしょうか？
「七夕」は、「たなばた」、「しちせき」とも読まれ、古くから行われている日本のお祭り行事です。
1年間の重要な五節句のひとつにもなっています。五節句の「節」は季節の変わり目という意味があり、「節句(せつく)」は季節の節目に五穀豊穡、無病息災、子孫繁栄などを祈り、神様へお供え物をしたり邪気を祓ったりする行事のことをいうそうです。五つの節句は次の通りです。
○1月7日 人日(じんじつ)の節句…別名「七草の節句」です。七草粥を食べて一年の豊作と、無病息災を願います。
○3月3日 上巳(じょうし)の節句…別名「桃の節句」です。お雛祭りの日で、女の子の誕生と成長を祝う日です。
○5月5日 端午(たんご)の節句…別名「菖蒲(しょうぶ)の節句」です。子供の日で、男の子の誕生と成長を祝う日です。
○7月7日 **七夕(しちせき)の節句…別名「笹の節句」です。**

短冊に願いを込めて笹に飾ると願いが叶うといわれています。

○9月9日 重陽(ちょうよう)の節句…別名「菊の節句」です。一般的には馴染みがない節句ですが、宮中や寺院では菊を鑑賞する行事が行われています。

【愛知県の代表的な七夕まつりよかったら出かけてみてください。】

○一宮七夕まつり/平成29年7月27日(木)～30日(日)
○安城七夕まつり/平成29年8月4日(金)～6日(日)

アプローチレター製作委員会



【インデックス】

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～ | 安立 裕司 |
| 2. 特集「法定相続情報証明制度」で相続手続きが簡単に！ | 中野 修行 |
| 3. アプローチ相談室 | 伊藤 恵子 |
| 4. THE法務局調査 | 曾雌 忠司 |
| 5. アプローチ女子会 | 大島 伊万里 |
| 6. アプローチからのお知らせ | 三浦 千穂 |
| 7. アプローチ外部講師派遣のご案内 | |
| 8. アプローチメンバーズクラブ(AMC)のご案内 | |

【担当】

1. コラム 「司法書士は天職かも！！」

こんにちは。司法書士の安立です。いつもアプローチをお引き立て頂きありがとうございます。気候も良くなり、やる気も自然に湧いてきますね。

さて、私は平成4年に司法書士事務所を開業し、今年でなんと25年目を迎えています。四半世紀！う～ん、我ながらびっくりです。一つの事を、これだけ真剣に続けている事は他にはありません。ですが、実を言うと、最初の頃は司法書士の仕事が好きではありませんでした。なぜなら、「言われた事をやる仕事」だから。誰かが売買を決めたから登記をする、誰かが会社を作ると決めたから登記をする、誰かが決めたからやる。それがなんか楽しくなかったんですね。これは司法書士という仕事を、「言われたことをちゃんとやる仕事」と自分で定義してしまっていたことが原因。あほですね～。

最近、司法書士の仕事を「皆さんの意思決定のアドバイザー」と定義しています。意思決定に関わる自信がついたのは、結局、自分の仕事力がアップしたから。できるようになれば好きになる。最近司法書士って天職かも？と思っています。

安立 裕司



2.特集「法定相続情報証明制度」で

相続手続きが簡単に！」

担当：中野

皆さんは「相続」を経験したことがあるでしょうか？亡くなられた方(被相続人)が、オギャーと生まれてから、亡くなるまでの戸籍謄本等の束を集めて、それを相続手続きを行う金融機関や法務局に手続きの度に提出して・・・と、相続手続きはとて大変な作業になります。中には「相続手続きをやらなきゃいけないけど、なかなか気が進まない・・・」と思っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

そんな方々に朗報です！！実は、全国の法務局において、「法定相続情報証明制度」が平成29年5月29日から開始されました。

1) 「法定相続情報証明制度」とは？

「法定相続情報証明制度」とは、登記所に相続に必要な戸籍謄本などの書類を提出し、登記所に相続情報を記載した証明書を交付してもらい、この証明書を使うことで、金融機関の銀行口座解約や、相続税の申告、不動産登記の名義変更などの手続きをすることができるようになる制度です。

2) 法務省の狙いは？

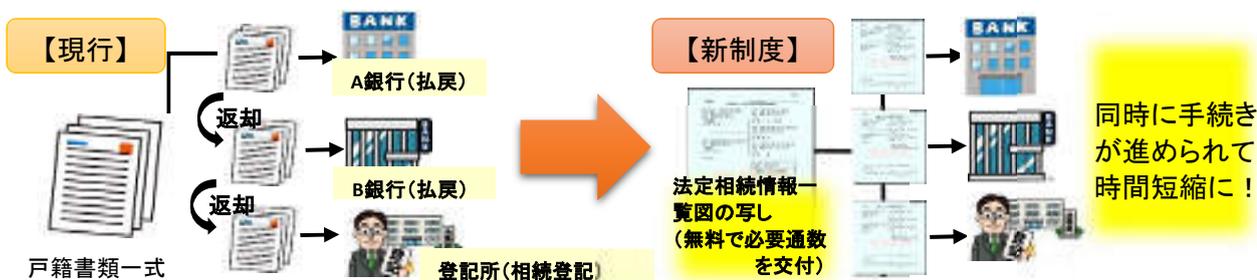
法務省が、この制度を始める狙いは、「**相続人不明の土地を減らす**」ということです。

不動産の相続登記は手間や時間がかかるため後回しにされることが多く、名義変更がされないまま、放置されているケースがあります。そこで、相続人の負担を軽くすることで、相続登記を促し、売却等の手続きが円滑に進むようにしようと考えたのです。

3) 法定相続情報証明制度を利用するメリットは？

今までは、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本及び相続人全員の戸籍謄本を集め、金融機関や法務局にこれら戸籍の束を提出して、解約手続きや相続登記の手続きをしていました。複数の金融機関、法務局があった場合には、その都度戸籍の束を提出しなければならないので、とても時間がかかります。

そこで法定相続情報証明制度を利用することによって、金融機関や法務局に、「**認証文付き法定相続情報一覧図の写し**」を1枚提出するだけでよくなり、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。つまり！！手続きが同時に進めることができるので大幅な時間短縮につながるのです。



～お気軽にご相談ください！！～

無料 相続・遺言 相談会実施中

0120-512-432

4) 法定相続情報証明制度の手続きの流れ（イメージ）

i) 手続きに必要な書類

- ①戸籍謄本・除籍謄本等
 - ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本
 - ・相続人全員の戸籍謄本
 - ・被相続人の住民票の除票または戸籍の除附票
- ②「法定相続情報一覧図」の作成



ii) 「法定相続情報一覧図」とは？

- ・被相続人の氏名、最後の住所、生年月日、及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報を記載したもの
(記載例)

被相続人法務太郎法定相続情報	
最後の住所 ○県○市○町○番地	住所 ○県○市○町34番地
出生 昭和○年○月○日	出生 昭和45年6月7日
死亡 平成28年4月1日	(子)
(被相続人)	法務一郎(申出人)
法務太郎	
	住所 ○県○市○町三丁目45番6号
	出生 昭和47年9月5日
	(子)
住所 ○県○市○町三丁目45番6号	相続促子
出生 昭和○年○月○日	
(配偶者)	
法務花子	
作成日:平成○年○月○日	
作成者:○○○士 ○○ ○○ 印	
(事務所:○市○町○番地)	

※作成はA4の丈夫な白紙に！
※手書きも明瞭に判読できるものは可！

iii) 申出・交付

- ①申出ができる人
 - ・被相続人の相続人
 - ・代理人（法定代理人のほか、①民法上の親族、②資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に限る）
- ②管轄の登記所
 - ・ a) 被相続人の本籍地 b) 被相続人の最後の住所地 c) 申出人の住所地 d) 被相続人名義の不動産の所在地 を管轄する登記所のいずれか。
- ③認証文付きの法定相続情報一覧図の写しの交付手数料
 - ・ 無料（複数枚発行可能）

※注意点※

- ・この制度は、戸籍の束に代替し得るオプションを追加するものであり、これまでどおり戸籍の束で相続手続きを行うことを妨げるものではありません。
- ・本制度は、被相続人名義の不動産がない場合（例えば、遺産が銀行預金のみの場合）でも利用することが可能です。



編集後記

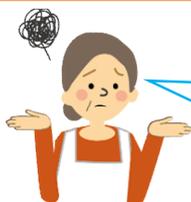
2月に入社しました司法書士の中野修行です。
分からないことがあれば何でもお聞きください！！
どんなことも、お客様が納得されるまで丁寧にお答え致します。



司法書士 中野修行

3.アプローチ相談室 ～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当：伊藤（恵）



Q:父は生前、遺言書を作ったと言っていたのですが、
自宅を探しても遺言書は見つかりませんでした。遺言書の確認方法はありますか？

A: お父様をご自身で遺言書を書いてどこかに保管していた場合（自筆証書遺言）は、お父様が保管したと思われる場所を探すしかありませんが、平成元年以降に公正証書遺言を作成していた場合は全国どこの公証役場でも「遺言検索システム」により公正証書遺言の有無とどこの公証役場で保管されているかを確認することができます。平成元年以前に公正証書遺言を作成したと思われる場合は、遺言書を作成した公証役場であれば記録が残っています。

相続人の方が検索を希望される場合は、①遺言をしたかもしれない方が死亡したことがわかる書類（除籍謄本、死亡診断書等）②検索を依頼される方が遺言者の相続人であることがわかる戸籍謄本③検索を依頼される方の身分証明書（運転免許証、パスポート等）と認印が必要となります。

保管されている公証役場が判明したらその公証役場に出向いて公正証書遺言の謄本を請求します。

なお、遺言者の生存中は、公正証書遺言の検索及び謄本請求をできるのは遺言者本人のみです。たとえ相続人であっても請求できませんのでご注意ください。



4.THE法務局調査～地積測量図の有無について～



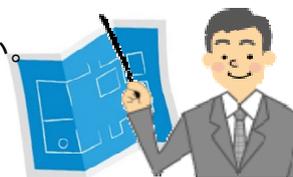
担当：曾雌

皆様が不動産の資料として法務局で取得されている登記簿・公図・地積測量図・建物図面の中で、『地積測量図』は有ったり無かったりということがあるのではないのでしょうか。それは、地積測量図が登記申請の際に提出することによって初めて法務局に備え付けられる書類だからです。

地積測量図の提出を求められる登記申請は、「分筆登記及び地積更正登記」だと思って頂いてほぼ間違いありません。ですので、換地処分の際や合筆登記の際は地積測量図は備え付けられません。

では、どうしたら地積測量図が備え付けられているかが分かると思いますか？実はとても簡単なことで登記簿謄本の表題部の原因日付欄を見ればいいのです。そこに「×年×月×日〇〇番から分筆」や「錯誤」等が書いてあったら地積測量図がある可能性が高いです。

皆様もご興味があれば、一度お手持ちの登記簿を見てみてはいかがでしょうか。



5.アプローチ女子会 ～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

担当:大島

4月7日、アプローチ女子会が開催されました！！
場所は新栄の『味香園』。中華料理の食べ放題&飲み放題！！
食いしん坊なアプローチの女子たちにはピッタリです♪
しかし、今回は、なんと女子に混じって男子の姿が・・・？
実は、28年度の司法書士試験合格者、田中君が配属研修でアプローチに1ヶ月きてくれた最終日だったので、お疲れ様会も兼ねたのでした。
試験と実務の違いに翻弄されていた田中君。
私も2年前を思い出し、懐かしくなっていました！
いい司法書士になってほしいですね！！



麻婆豆腐や唐揚げ、チャーハン、ゴマ団子などなど、
全てが山盛りのお料理で、みんな大満足です。
ぜひ皆様も足を運ばれてはいかがでしょうか？

PS ちなみに、田中君以外にも男性の影が・・・？
(見えますか？！)
秋田さんが秋子ちゃんとして田中君の付き添いで
参加してくれました！！笑



6.アプローチからのお知らせ

●H29. 4. 16 アプローチ代表 安立裕司が「会社の秘密&節税の考え方」のセミナー講師をしました！

弊社と税理士法人フィールドネクス様・株式会社ファーストホーム様で共同運営している
相続ネットワークなごや主催のセミナーを開催しました。

第10回目を迎える今回は、弊社代表の安立が
「会社の秘密&節税の考え方」をテーマに講師をさせて
いただきました。15名のサラリーマン大家さんが「法人成り」や
「節税」について熱心に勉強されました！



●H29. 5. 12 第33回アプローチセミナーを開催しました！



今回は、建築工房 樹(いつき)株式会社の大谷光弘先生をお招きし
て、高収益と社会貢献を手に入れる福祉ビジネスの講義をしていただきました！
障がい者グループホームの需要と将来性について事例などを用いて、
具体的に説明してくださいました。
質問も多く飛び交い、有意義な講義でした。
大谷先生、本当にありがとうございました！

●アプローチ代表 安立裕司が雑誌「家主と地主」5月号に掲載されました！

弊社 代表の安立のコラムが、「家主と地主」5月号に掲載されました。
「親の認知症発症による財産凍結どう防ぐ？」というタイトルで出筆をさせて
いただきました。厚生労働省の発表によると、2025年までに65歳以上の
高齢者の1/5が認知症となると言われています。認知症は今や身近な
問題となっています。記事について、ご興味がある方は、お気軽に
アプローチまでお問合せ下さい。



7.アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様にお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講師内容については、ご要望に沿えるように致します。休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

- 【例】
1. 新発見?! 謄本の見方・使い方
 2. 今さら聞けない登記手続きのキソの基礎
 3. 相続勉強会(初級・中級・上級 編)
 4. 最大限あなたの希望を叶える! 遺言の作り方
 5. "株式会社"だけじゃない! 会社設立のツボ教えます。
 6. 失敗事例から学ぶ事業承継
 7. これで安心。終活セミナー～任意後見契約・死後事務委任契約・リビングウィル・遺言～等



8.アプローチメンバーズクラブ (AMC)のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ(AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典 入会金10,800円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無 料 特 典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,400円)となります。
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時)その他お役立ち情報の提供
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。無料セミナーも当然お知らせいたします。外部セミナーにもご招待します。
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家(弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介します。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%Off
割 引 特 典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の20%OFF
	8 財産管理表の作成	通常料金54,000円～を50%OFF
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を20%OFF
	10 相続税シュミレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シュミレーション料を20%OFF

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax(052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> ☒ soudan@approach.gr.jp

アプローチは**土日も**やっています! お気軽にお問合せ下さい。

